

写

令和6年10月18日

埼玉労働局長
片淵 仁文 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年10月18日貴職から、同日付け埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

なお、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金については、別紙のとおり決定することが適当である。

記

令和6年10月2日付け答申どおり決定することが適当である。

以上

別 紙

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域
埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,105円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日